

審査項目に対する該当事項記載表

該当する審査項目の該当事項の○記入欄に○を付け、その右横に該当する番号を記載してください。

区分	審査項目	確認事項	該当事項		
			○記入欄	番号記入欄	詳細記入欄(メニュー名、使用料g)
運動	※1又は2のいずれか1つ、かつ、3を満たすこと。1については、ア又はイのいずれか1つを満たすこと。				/
	1 運動実践のための支援	① そこで運動ができること。 ② 日本体育協会公認のスポーツ指導者がいて指導が受けられること。 ③ 体育・保健体育の教員免許を有する者がいて指導が受けられること。 ④ 健康運動指導士がいて指導が受けられること。 ⑤ 健康運動実践指導者がいて指導が受けられること。 ⑥ 県が養成した運動サポーターがいて指導が受けられること。 ⑦ その他公的機関による資格で健康政策課長が認めるものを有する者がいて指導が受けられること。 【①、かつ、②～⑦のいずれか1項目を満たすこと。】			
	ア 個人の体力・能力に応じたスポーツ・運動の指導	① 健康運動指導士がいて指導が受けられること。 ② 健康運動実践指導者がいて指導が受けられること。 ③ 県が養成した運動サポーターがいて指導が受けられること。 ④ その他公的機関による資格で健康政策課長が認めるものを有する者がいて指導が受けられること。 【①～④のいずれか1項目を満たすこと。】			
	イ 正しいウォーキングの方法についての指導	① 健康運動指導士がいて指導が受けられること。 ② 健康運動実践指導者がいて指導が受けられること。 ③ 県が養成した運動サポーターがいて指導が受けられること。 ④ その他公的機関による資格で健康政策課長が認めるものを有する者がいて指導が受けられること。 【①～④のいずれか1項目を満たすこと。】			
2 その他	知識・技能・経験を有すると健康政策課長が認める者が、認定することが適当であると同課長が認める活動を行っていること。				
3 情報発信	県が健康づくりに関する情報発信の依頼をした場合に協力する意思があること。	○		県から健康づくりに関する情報発信の依頼を受けた場合には協力します。	
食事	※1～3のいずれか1つ、かつ、4を満たすこと。1については、ア～エのいずれか1つを満たすこと。(メニューについては、バイキング形式で提供されるものを除く。)				
	1 ヘルシーメニューの提供	① 1品あたり野菜70g以上のメニューが3品以上あること。 ② 付け合わせ野菜のおかわりができること。 ③ 野菜を中心とした副菜の単品メニューが5品以上あること。 ④ サラダバーが設置されていること。 【①～④のうち、2項目以上を満たすこと。】			
	ア 野菜たっぷりメニューの提供	① 主食の量が調整できること。 ② おかずの半量メニューがあること。 ③ 減塩調味料(減塩しょうゆ、減塩ポン酢等)や低甘味料を使ったメニューがあること。 ④ 調味料(しょうゆ、ソース、ケチャップ、ドレッシング等)が別添えになっていること。 ⑤ ノンオイルやカロリー・ハーフ等エネルギーの低いドレッシングの選択ができること。 ⑥ 漬物、汁物について、 ┌ どちらかを選択できる。 ├ 除去できる。 └ 他の料理に変更できる。 【①～⑥のうち、2項目以上を満たすこと。】			
	イ 控えめメニューの提供	① 朝食としてバランスのとれたメニュー(主食、主菜及び副菜が揃い、果物又は牛乳・乳製品が併せて提供されているもの)を提供していること。 ② 主食、主菜及び副菜(1食あたり野菜120g以上)の揃ったメニュー(定食、セット、ランチ等)が3品以上あること。 【①又は②のいずれか1項目を満たすこと。】			
	ウ ナイスバランス!メニューの提供	① 全メニューについてアレルギー物質の表示をしていること(表示義務5品目:卵、乳、小麦、そば及び落花生)。 ② 一品料理の多くに主食、主菜及び副菜の区分けが示してあること。 【①又は②のいずれか1項目を満たすこと。】			
	エ 気配りサービス	栄養成分(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物又は食塩相当量(塩分)のうち、いずれか1項目以上)を表示しているメニューが3品以上あること。 ※旅館、ホテル等については、1人前当たりの栄養成分を表示していること。 ※仕出屋、弁当屋、そうざい料理店については、自らが製造するものを対象とすること。			
	2 メニューの栄養成分表示	その他健康政策課長が認定することが適当であると認める活動を行っている。			
3 その他	県が健康づくりに関する情報発信の依頼をした場合に協力する意思があること。	○		県から健康づくりに関する情報発信の依頼を受けた場合には協力します。	
4 情報発信					

備考 1 食事の項「2 メニューの栄養成分表示」については、次のように取り扱う。

- ・ 栄養成分の表示は、原則として別に定める「外食栄養成分表示ガイドライン(平成14年度鳥取県福祉保健部)」に基づいて行う。
- ・ 上記ガイドラインに従わず、栄養価計算を店独自で実施している店舗については、表示の適正さが確認できれば認定することができる。